

佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十一号

佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第一条 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「第四条第九号」を「第四条第一項第九号」に改め、同条第四項中「前条」を「第五条」に改める。

第十五条の五中「第八条第三項各号」の下に「の条例」を加える。

第十七条の三第一項第二号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第十七条の五第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条（佐賀県屋外広告物条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件（第三号に掲げるものにあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限る。）については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 寄贈に係る公益上必要な施設若しくは物件のうちで知事が指定するもの又は第四条第一項第九号に掲げる物件に寄贈者名を表示するもの</p> <p>五・六 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、第五条の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 略</p> <p>（公示の日から売却可能となるまでの期間）</p> <p>第十五条の五 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第十七条の三 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件（第三号に掲げるものにあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限る。）については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 寄贈に係る公益上必要な施設若しくは物件のうちで知事が指定するもの又は第四条第九号に掲げる物件に寄贈者名を示すもの</p> <p>五・六 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前条の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 略</p> <p>（公示の日から売却可能となるまでの期間）</p> <p>第十五条の五 法第八条第三項各号で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第十七条の三 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p>

改正後	改正前
<p>三 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）</p> <p>四・五 略</p> <p>2 略</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十七条の五 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>六・七 略</p> <p>2 略</p>	<p>三 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>四・五 略</p> <p>2 略</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十七条の五 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六・七 略</p> <p>2 略</p>

表 第二条（佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）に係る新旧対照

改正後	改正前
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年</p>

改 正 後	者でその法定代理人が前各号又は次号の いづれかに該当するもの 六・七 略
改 正 前	者でその法定代理人が前各号のいづれか に該当するもの 六・七 略